

飲料水汚染事故処理要領

1 目的

この要領は、「千葉市健康危機管理基本指針」及び「飲料水汚染健康危機対策班活動要領」(以下「活動要領」という。)に定めるもののほか、飲料水の汚染事故及び水質異常等の発生時における情報収集や対応業務の詳細について定めるものである。

2 定義等

- (1) この要領において「各種水道施設設置者」とは、活動要領2.(1)アからウの施設の設置者をいう。
- (2) この要領において「飲料水汚染事故」とは、飲料水の水質異常、汚染、飲料水を原因とする食中毒及び感染症等(疑いのあるものを含む。)をいう。(以下「事故」という。)
- (3) 水道法(以下「法」という。)の水道水質基準は、水道水及び小規模水道水に適用されるものであり、井戸水等については「一般飲料水の水質検査の判定標準について(昭和47年10月3日付環水第96号)」に基づき、水道水質基準を準用するものとする。

3 調査体制

- (1) 保健所環境衛生課は、事故の疑いのある情報を入手したときは、生活衛生課へ報告するとともに、速やかに次の事項の調査を開始するものとする。
 - ア 事故の内容
 - イ 各種水道施設設置者(水道事業者を除く。)が講じた措置の内容
 - ウ 飲料水の種別
 - エ 残留塩素濃度
 - オ 貯水槽等給水施設の状況
 - カ 施設の周辺環境の状況
 - キ その他必要な事項
- (2) 保健所環境衛生課は、調査の結果、事故の疑いがある場合は、速やかに次の措置を講じるものとする。
 - ア 飲料水利用者に対する飲用指導
 - イ 飲料水の採水及び環境保健研究所への検体の搬入(水質検査が必要な場合)
 - ウ 調査した情報の生活衛生課への報告
- (3) 保健所環境衛生課は、前記(2)イの水質検査を行う場合は、検査に必要な情報を環境保健研究所検査担当課に提供するものとする。

4 検査体制

- (1) 環境保健研究所検査担当課は、事故のおそれのある飲料水の検体が搬入された場合は、速やかに検査を行うものとする。また、検査結果は速やかに保健所環境衛生課に報告するものとする。
- (2) 検査内容及び検査項目については、必要に応じ、保健所環境衛生課と環境保健研究所検査担当課で協議するものとする。

(3) 医療衛生部長は、必要があると認める場合は、保健所長及び環境保健研究所長と協議のうえ、環境保健研究所以外の検査機関等に検査を依頼することができる。

5 連絡体制

(1) 生活衛生課は、報告を受けた情報のうち、健康への影響が懸念される場合、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい場合は、医療衛生部長に報告するものとする。

医療衛生部長は、必要に応じて、保健福祉局長に報告するものとする。

(2) 生活衛生課は、報告を受けた情報を次の関係部局又は関係機関に連絡するものとする。

ア 千葉県水質管理業務担当課

水道事業者が供給する水道水に起因する事故については、千葉県水質管理業務担当課に事故の情報を伝達したうえで、同課を通じて水道事業者が講じた措置の内容等の情報を収集するものとする。

イ 環境局関係各課

地下水汚染又は事業場からの排水・廃棄物等が原因となっていると思料される場合には、環境局関係各課に当該情報を伝達し、必要な情報交換を行うものとする。

ウ 厚生労働省

健康への影響が懸念される場合、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい場合であって、必要があると認める場合は、平成25年10月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(8において、「平成25年厚労省通知」という。)に基づき、厚生労働省健康局水道課に連絡するものとする。

エ その他の関係部局及び関係機関

必要に応じて、他の関係部局及び地方公共団体等に連絡するものとする。

6 各種水道施設設置者への措置

健康への影響が懸念される場合、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい場合の対策の決定は、生活衛生課にあっては医療衛生部長の、保健所環境衛生課にあっては生活衛生課と協議後、保健所長の決裁を経て次のとおり行うものとする。

(1) 水道事業者への措置

生活衛生課が千葉県水質管理業務担当課に指導等を依頼するものとする。

(2) 専用水道設置者に対する措置

ア 法第36条に基づく改善の指示等について

(ア) 保健所環境衛生課は、法第39条に基づく立入検査を行い、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康被害を回避することができると認めるとときは、必要な改善を指示するものとする。

(イ) 保健所環境衛生課は、(ア)の立入検査の結果、水道施設が構造基準に

適合しなくなっていること又は水道技術管理者がその職務を怠っていること、及びそれらの緊急な改善を図らなければ水道水に係る健康被害を回避できないことが明らかになったときは、法第36条第1項及び第2項に基づく改善の指示等を行うものとする。

イ 法第37条に基づく給水停止命令について

生活衛生課は、専用水道の設置者が、前記ア（イ）の指示等に従わない場合において、給水を停止しなければ当該水道水に係る健康被害を回避できないと認めるときは、その指示等に係る事項を履行するまでの間、法第37条に基づく給水停止命令を発動するものとする。

（3）簡易専用水道設置者に対する措置

ア 法第36条に基づく措置の指示について

（ア）保健所環境衛生課は、法第39条に基づく立入検査を行い、管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康被害を回避することができると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

（イ）保健所環境衛生課は、（ア）の立入検査の結果、緊急に清掃等を行わなければ水道水に係る健康被害を回避できないことが明らかになったときは、法第36条第3項に基づく措置の指示を行うものとする。

イ 法第37条に基づく給水停止命令について

生活衛生課は、簡易専用水道の設置者が、前記ア（イ）の指示に従わない場合において、給水を停止しなければ当該水道水に係る健康被害を回避できないと認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、法第37条に基づく給水停止命令を発動するものとする。

（4）小規模専用水道設置者に対する措置

ア 千葉市小規模水道条例（以下「条例」という。）第15条に基づく改善命令について

（ア）保健所環境衛生課は、条例第18条に基づく立入検査を行い、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、小規模水道水に係る健康被害を回避することができると認めるときは、必要な改善を指示するものとする。

（イ）保健所環境衛生課は、（ア）の立入検査の結果、水道施設が構造基準に適合しなくなっていること及びそれらの緊急な改善を図らなければ小規模水道水に係る健康被害を回避できないことが明らかになったときは、条例第15条第1項に基づく改善命令を行うものとする。

イ 条例第16条に基づく給水停止命令について

生活衛生課は、小規模専用水道の設置者が、前記ア（イ）の命令に従わない場合において、給水を停止しなければ当該小規模水道水に係る健康被害を回避できないと認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、条例第16条に基づく給水停止命令を発動するものとする。

（5）小規模簡易専用水道設置者に対する措置

ア 条例第15条に基づく措置命令について

（ア）保健所環境衛生課は、条例第18条に基づく立入検査を行い、管理を緊急に改善することにより、小規模水道水に係る健康被害を回避することができると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(イ) 保健所環境衛生課は、(ア) の立入検査の結果、緊急に清掃等を行わなければ小規模水道水に係る健康被害を回避できないことが明らかになつたときは、条例第15条第2項に基づく措置命令を行うものとする。

イ 条例第16条に基づく給水停止命令について

生活衛生課は、小規模簡易専用水道の設置者が、前記ア(イ)の命令に従わない場合において、給水を停止しなければ当該小規模水道水に係る健康被害を回避できないと認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、条例第16条に基づく給水停止命令を発動するものとする。

(6) 井戸水等設置者に対する措置

保健所環境衛生課は、井戸水等の飲用を継続することによって、健康被害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該井戸水等の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつき必要な技術的な助言を行うものとする。

(7) 給水の再開等にあたっての措置

保健所環境衛生課は、各種水道施設設置者（水道事業者及び井戸水等設置者を除く。）が（2）から（5）の改善の指示等又は給水停止命令を受けた施設を改善後、給水を再開しようとするとき又は飲料水利用者が飲用するにあたり講じている煮沸等の措置を解除しようとするときは、施設の改善状況及び水質検査結果を確認し、飲料水の安全性を確認するものとする。

7 広報体制

医療衛生部長又は生活衛生課長は、関係機関及び報道機関への情報提供を行うことにより、市民に飲料水に対する注意を喚起するとともに事故の拡大及び再発防止を図るものとする。

8 その他の事象

保健所環境衛生課は、事故の他に次の事象に該当する情報を入手したときは、各種水道施設設置者に対し改善を指導し、様式第1号により生活衛生課へ報告する。

生活衛生課は、報告を受けた情報について、平成25年厚労省通知に基づき、厚生労働省健康局水道課に報告するものとする。

(1) 浄水の遊離残留塩素が 0.1mg/L 未満となった場合

(2) 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合

(3) 水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち前号に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合

(4) その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）

9 その他

生活衛生課は、必要があると認める場合は、千葉県水質管理業務担当課に対し、水道事業者からの応急給水を要請するものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。